

# 井原市立野上小学校 いじめ問題対策基本方針

令和8年4月 策定

## いじめに関する現状と課題

・本校では、平成30年度より、市内全域から通学できる特別制度を導入した。そのことにより、児童の実態や人間関係に変化がみられるようになった。よい点としては、全校児童数が少ない為、全校での活動も多く、上級生が下級生の面倒をよく見ていたり、複式学級の中で上学年が下学年に優しく接したりと、互いを思いやる心が身につけている児童が多い。しかし、相手の気持ちを考えて行動することが難しかったり、善悪の判断がつきにくかったりする児童も見られる。また、自分の気持ちを適切に周囲に伝えることができず、友達とのトラブルになる児童も複数いる。いずれも、いじめに繋がりがかねない事案である。中学校進学後の多人数での生活での人間関係形成も考え、より相手を思いやる言動を指導したり、軽はずみな言動がいじめへと進んでしまわないように、未然防止の取組をより強く推進したりすることが重要である。また、ネット接続可能なゲーム機等を所有している児童がいることを考慮し、ネット利用の現状把握や指導も行っていく必要がある。これらの現状をふまえ、生徒指導委員会を中心としながら他分掌とも連携を強め、学校をあげた取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

全ての職員が「いじめは人として決して許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門機関と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭・地域が協力して、事後指導にあたる。

### <重点となる取組>

- ・授業時間や休み時間等、教育活動全体を通して児童の様子を観察・把握し、職員全体で情報共有を図る。
- ・学級活動等を通して、全学級で改めて学級の現状を振り返り、いじめを許さず、いじめにつながるトラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・児童のインターネット利用実態を把握し、高学年ではネットの利用の仕方、SNS等への関わり方、情報モラル等に関する授業を毎年計画的に実施するとともに、家庭との連携を図る。

## 保護者・地域との連携

### <連携の内容>

- ・授業参観や保護者研修会の開催、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・人権に関わる学習を参観した後の学級懇談や人権講演会等で、様々な人権課題について保護者として考える機会を設ける。
- ・個人懇談等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

## 学 校

### い じ め 問 題 対 策 委 員 会

#### <対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

#### <対策委員会の開催時期>

- ・学期に1回程度開催、緊急を要する場合

#### <対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・終礼等で全教職員に周知。緊急の場合は臨時朝礼等で伝達。

#### <構成メンバー>

- ・校外  
学校評議員、PTA会長 等
- ・校内  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、該当担任、SC、SSW等

## 全 教 職 員

## 関係機関等との連携

### <連携機関名>

- ・井原市教育委員会
- ・県教育委員会

### <連携の内容>

- ・保護者支援のための専門スタッフ(SC、SSW 等)

### <学校側の窓口>

- ・教頭

### <連携機関名>

- ・井原警察署

### <連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
- ・情報交換、連絡会議の開催

### <学校側の窓口>

- ・生徒指導主事

## 学校が実施する取組

### ① いじめの防止

- 児童が楽しいと思える学級づくり
  - ・全教育活動を通して人権教育に取り組み、いじめのない全ての児童が楽しいと思える学級づくりを推進する。
  - ・互いのよさを認め合い、相手を思いやる心を育てることで、誰もが居心地のよい学級づくりを推進する。
  - ・年2回実施するHyperQ-U検査を活用し、児童の実態を把握し、よりよい学級経営に努める。
  - ・児童が「分かる・できる」授業を実践することで、学習の基礎基本の定着を図り、達成感・成就感を育てるとともに、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを行う。
- 児童会活動
  - ・全校でのなかよし遊びを定期的に行うことを通して、異学年集団での体験をもとに、思いやりや仲間意識を高められるようにする。
  - ・1年生を迎える会や6年生を送る会などを通して、相手のことを大切に思う気持ちを育てる。
- 道徳教育の充実
  - ・道徳の授業を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
  - ・児童の実態に合わせて題材や資料等を工夫することで、自分自身の生活や行動を振り返らせ、いじめを抑止する。
  - ・6月の「いじめについて考える週間」に、各学年いじめ防止のための学習をしたり、友達のよい所を見つける活動を行ったりする。
- コミュニケーション活動を重視した活動の充実
  - ・学級活動でソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンターを取り入れ、自分と他人では思いや考えが違うことに気付くとともに、その中に認められている自分の存在を知ること、自尊感情を育てる。
  - ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

### ② 早期発見

- いじめの早期発見のための日々の観察
  - ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設け、いじめの早期発見を図る。
  - ・業間休みや昼休み、掃除時間等に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心がける。(コーディネーターや学習支援員を中心に)
  - ・終礼や職員会議、職員室での会話の中で、気になる児童を出し合い、情報交換を密にする。
- 観察の視点
  - ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。
  - ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
  - ・グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- 教育相談体制の整備
  - ・教職員と児童との信頼関係を形成し、日常生活の中での教職員の声かけ等により、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
  - ・定期的な教育相談期間を設けて、実態把握のためのアンケートを実施し、その後、全児童を対象とした教育相談を実施する。
  - ・学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等の相談窓口の利用を紹介するなど、関係機関とも連携しながら取組を進める。
- HyperQ-Uの実施(3年生以上)
  - ・児童の被承認度・被害害度を把握し、児童が安心して過ごせる学級づくりに努める。
- 家庭との連携
  - ・家庭との連絡の中で、気になる情報には、適切かつ素早く対応し、早期発見・未然防止に努める。

### ③ いじめへの対処

- 正確な実態把握(有無の確認)
  - ・当事者双方や周りの児童からの聴き取り(個々)を行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
  - ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- 指導体制・方針決定
  - ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
  - ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応するとともに、いじめ対策委員会を開催する。
  - ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。(「報告・連絡・相談」の徹底)
- 児童への指導・支援
  - ・いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
  - ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- 保護者との連携
  - ・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明するとともに、保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。
- いじめ発生後の対応
  - ・継続的に指導・支援を行う。その際、学校カウンセラー等を活用し、児童の心のケアに努める。
  - ・心の教育・命の大切さを伝える教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
  - ・ネット上での書き込みが認められた場合には、即座にプロバイダなどに削除依頼をし、被害の回復を図るとともに、ネット利用についての指導を行う。
- いじめの解消と継続的な指導
  - ・いじめに係る行為が止んで相当の期間継続し、いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認する。(「解消しているもの」とは、行為が止んでから少なくとも3か月経過し、なおかつ、本人及び保護者に心身の苦痛を感じていないと面談等により確認できたものとする。)
  - ・いじめられた児童生徒およびいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する。
- 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施
  - ・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
  - ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。